犬、猫へのマイクロチップ装着制度について

令和4年6月から、犬、猫へのマイクロ チップ装着等を義務付ける制度がスター トしました(動物の愛護及び管理に関する 法律)。 マイクロチップとは、15 桁の数字が記録されており、専用のリーダーをあてることで数字を読み取ることができる電子器具。動物病院にて、注射器のような器具で皮下に埋め込みます。





新たに取得した(生まれた)犬、猫にマイクロチップを装着すること(法第39条の2)

★犬猫等販売業者 義務

- ○犬、猫が生後 91 日以上の場合 犬、猫を取得した日から 30 日以内、又は販売等により他者に譲り渡す日のうち、早い方の日までに装着します。
- ○犬、猫が生後 90 日以内の場合 犬、猫を他者に譲り渡す日までに装着します。生後 91 日以上も飼い続ける場合は、生後 120 日までに装着します。
- ★犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者 努力義務 所有する犬や猫にマイクロチップを装着するよう努めてください。

マイクロチップを装着したら登録を受けること(法第39条の5) 義務

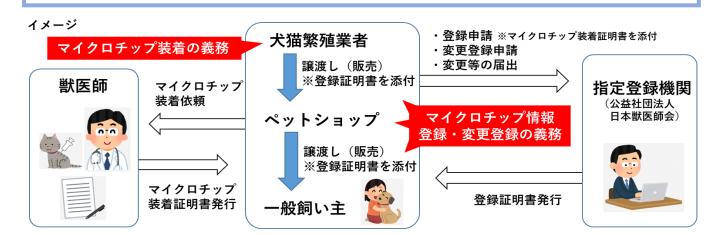
犬、猫にマイクロチップを装着したら、30 日以内、又は販売等により譲り渡す日のうち、早い方の日までに環境大臣の登録を受けてください。

マイクロチップの登録を受けた犬、猫を譲り受ける(購入する)、譲り渡す(販売する)時 義務

- ★譲り受ける場合(購入する場合)(法第39条の5第4項(同条の6第2項による準用)、同条の6)
 - ○30 日以内に所有者情報の変更登録を行い、新たな登録証明書を受け取ります。
- ★譲り渡す場合(販売する場合)(法第39条の5第9項)
 - ○その犬、猫に装着されているマイクロチップの登録証明書を一緒に渡します。
 - ○あわせて、所有者情報の変更登録を行う義務があることを伝えましょう。

各種届出をする(法第39条の5第8項、同条の8) 義務

住所や電話番号、メールアドレスなど、登録内容に変更があった場合は、変更日から30日以内に届け出てください。犬や猫が死亡した場合にも届出が必要です。(手数料無料)



他の規定

- ★令和4年6月1日より前から所有している犬、猫について(犬猫の販売業者)
 - ○すでにマイクロチップを装着している場合(法附則第5条) <u>義務</u> 令和4年6月30日まで、又は販売等により譲り渡す日のうち、早い方の日までに環境 大臣の登録を受けてください。
 - ○マイクロチップを装着していない場合(環境省令第7号) <u>努力義務</u> その犬、猫から生まれた子の譲り渡しの日までに、マイクロチップを装着し、登録を受けましょう。
- ★狂犬病予防法の特例(犬の登録手続きの簡略化について)(法第39条の7)

本制度に沿ってマイクロチップの登録等を行った場合、狂犬病予防法上の登録等の手続きが不要となることがあります。その場合は、マイクロチップが鑑札とみなされます。犬の登録等が別途必要かどうかは、犬の所在地の市町にお問合せください。

☆マイクロチップ装着について(法第39条の2第1項、法第39条の3第1項)

本制度では、犬、猫にマイクロチップを装着するに当たり、定められた事項があります。

- ○装着できるのは・・・獣医師、獣医師の指示を受けた愛玩動物看護師(愛玩動物看護師法に基づく国家資格取得者)
- ○認められるマイクロチップ・・・国際標準化機構(ISO)規格第 11784 号、第 11785 号に適合するもの
- ○装着を行った獣医師から、マイクロチップの登録を受ける際に必要な「マイクロチップ装着証明書」が発行されます。
- 登録・変更登録、届出の方法は?(法第39条の5第2項、第4項、第8項、第39条の8、第39条の10)
 - ○指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会の以下サイト又は郵送にて登録等が行えます。

犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト https://reg.mc.env.go.ip/

○登録項目

- ・マイクロチップの識別番号
- ・所有者情報:氏名、住所、電話番号、メールアドレス、動物取扱業登録の種別・登録番号 など
- ・動物の情報:名前、品種、毛色、生年月日、性別、狂犬病予防法登録番号(犬) など
- ○登録申請の際は、獣医師が発行した「マイクロチップ装着証明書」を添付します。
- ○登録・変更登録時に発行される「登録証明書」はその動物を譲り渡す際や、登録内容の変更等の届出を行う際 に必要です。大切に保管してください。
- ○登録、変更登録には手数料がかかります(オンライン:300円、郵送:1,000円)。 登録等に関するお問合せ先:(公社)日本獣医師会 電話 03-6384-5320